東日本大震災調査特別委員会資料（２）

平成２８年７月１１日
産　業　部　商　工　課

地域商業施設等復旧整備事業補助金の拡大について

１　目的

事業用仮設施設に入居している事業者（被災事業者に限る。）の本設移行を促すことを目的に「地域商業施設等復旧整備事業補助金」を拡大するもの。

２　概要

（１）補助額：仮設施設から本設に移行する事業者を対象にして，上限３００万円を上限５００万円に拡大

（２）補助率：２／３以内

（３）所要額：当面，既定予算１億５千万円により対応

３　補助スキーム

（１）原則，仮設施設から本設に移行する事業者（グループ補助により本設移行する事業者と施設譲渡を受ける事業者を除く。）に対して，既存補助の上限３００万円を上限５００万円に拡大する。

補助対象は，本設移行時に新たに必要となる経費とする。

（２）現在入居している仮設施設の内装等設備にグループ補助を活用した事業者も対象とする。

（３）事業者が現在入居している仮設施設から，集約先の仮設施設への移転の際も，拡大分の補助対象とするが，集約先の仮設施設から退去する際には，本設に移行することを条件とし，これに反した場合は移転時の補助金の返還を求めるなどの規程を設ける。

なお，集約先の仮設施設から本設に移行する際は，上限５００万円から既補助分を差し引いた残分も活用できることとする。

（４）複数の事業者が集合施設を整備する場合も，持ち分等により，補助対象とすることができることとする。

（５）事業者が施設を整備し，自らの事業用区画以外に，テナント区画を整備する場合も自らの事業用区画分について，補助対象とすることができることとする。

（６）仮設施設の無償譲渡を受ける事業者は対象外とする。ただし，当該仮設施設を本設とし，そのために適法工事が必要な場合は，その工事費を補助対象とする。

※過年度において，仮設施設から本設に移行した事業者が実施したものについても，拡大分の補助対象とする。

４　その他（既定補助の対象者の拡大）

下記の条件を全て満たす者が起業する場合，新たに既定補助の対象とする。

・　被災し，廃業した事業所に震災前に勤務していた者
・　震災後，事業所都合により失職した者

（上記について，証明できる書類を添付することが必要）